公　　告

令和８年１１月９日

防衛省陸上自衛隊
海田市駐屯地業務隊長

防衛省陸上自衛隊海田市駐屯地における令和９年度夏祭り行事及び第１３旅団・海田市駐屯地記念行事等の野外売店設置経営に関する業者の募集について

広島県安芸郡海田町寿町２番１号に所在する陸上自衛隊海田市駐屯地において、野外売店を設置し経営を行う業者について、次のとおり募集します。

１　応募資格

(1)　防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）又は同等の資格を有すること。

(2)　法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年５月１５日法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。

(3)　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。

(4)　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。

(5)　役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。

(6)　役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。

(7)　暴力団又は暴力団員及び（3）から（6）までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者ではないこと。

２　設置方法
　　国有財産法第１８条第６項に基づく行政財産の使用許可

３　設置場所
　　司令部裏グランド、正門通り等（屋外）

４　設置期間
　　令和９年４月５日～令和１０年４月３日までの間における令和９年度夏祭り行事及び第１３旅団・海田市駐屯地記念行事等の各日（各行事実施日の４ヶ月前頃に連絡）

５　募集業種等
　　飲食類及び子どものおもちゃ・ミリタリーグッズ等
　（行事によっては、アルコール飲料の販売を禁止する場合がある。「土産として販売するものを除く。」）

６　１店舗あたり最低使用面積（基準）
　　２０㎡（５ｍ×４ｍ）

７　募集要領及び仕様書の配布
(1)　期　間：令和８年１１月９日（月）から令和８年１１月２４日（火）
　　午前９時から午後４時まで（午後１時から２時及び土日祝日を除く。）
(2)　場　所：陸上自衛隊海田市駐屯地業務隊厚生科
　　担　当　羽山（ハヤマ）
　　住　所　〒７３６－００５３　広島県安芸郡海田町寿町２番１号
　　電　話　０８２－８２２－３１０１（内線　２３２７）
　　ＦＡＸ　０８２－８２３－４２２６
(3)　公募に参加を希望する場合は、上記７(1)の期間内に７(2)まで連絡をした上で、参加希望業者が募集要領を受領すること。ただし、遠方のため直接受領が困難な場合は、担当者との調整により郵送（事前の切手送付受付のみ対応）することができる。なお、車での来庁は前日午後３時までに会社名、氏名、車番を電話にて担当者に連絡すること。

８　その他
　　細部の内容は、募集要領による。